

## 議案第 57 号

渋川市伊香保温泉ビジターセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市伊香保温泉ビジターセンター条例の一部を改正する条例

渋川市伊香保温泉ビジターセンター条例（平成 18 年渋川市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ビジターセンター」を「渋川市伊香保温泉ビジターセンター（以下「センター」という。）」に改める。

第 2 条中「ビジターセンターの」を「センターの」に改める。

第 3 条中「渋川市伊香保温泉ビジターセンター（以下「センター」という。）」を「センター」に改める。

第 14 条第 2 項中「、前項」を「前項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

区分	1 時間	午前 9 時～ 午後 1 時	午後 1 時～ 5 時	午後 5 時～ 9 時
4 階会議室（大会 議室）	1, 040 円	3, 660 円	3, 660 円	4, 190 円
4 階会議室（小会 議室）	520 円	1, 830 円	1, 830 円	2, 090 円
1 階研修室	1, 570 円	4, 190 円	4, 190 円	6, 280 円
伊香保温泉資料館 伊香保スケート資 料室	観覧及び入室は、無料とする（入室は 午後 4 時 30 分まで）。			閉館

備考

- 1 伊香保温泉資料館、伊香保スケート資料室の利用は、午後 5 時まで

とする。

- 2 冷暖房設備を利用する場合は、1.5倍の額とする。
- 3 市外の者による利用、販売目的の利用又は入場料を徴収する利用の場合は、2倍の額とする。
- 4 市外の者とは、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は本市に通学する者若しくは本市に事務所を有する法人若しくは本市に勤務する者以外をいう。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の渋川市伊香保温泉ビジターセンター条例第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 理 由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

# 渋川市伊香保温泉ビジターセンター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行																									
<p>(設置) 第1条 地場産業の振興、市勢の伸展を図り、研修、集会及び市民や来市者の知識及び教養の向上を図り、併せて郷土の歴史と自然に興味を促し観光行政の発展に寄与するため、<u>渋川市伊香保温泉ビジターセンター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 <u>センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 渋川市伊香保温泉ビジターセンター 位置 渋川市伊香保町伊香保5 4 1 番地4</p> <p>(施設) 第3条 <u>センター</u>に次の施設を置く。 (1)～(4) (略)</p> <p>(原状回復) 第14条 (略) 2 利用者が<u>前項</u>の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。</p> <p>別表（第11条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間</th> <th>午前9時～ 午後1時</th> <th>午後1時～ 5時</th> <th>午後5時～ 9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4階会議室（大会 議室）</td> <td><u>1, 040</u> 円</td> <td><u>3, 660</u> 円</td> <td><u>3, 660</u> 円</td> <td><u>4, 190</u> 円</td> </tr> <tr> <td>4階会議室（小会 議室）</td> <td><u>520</u>円</td> <td><u>1, 830</u> 円</td> <td><u>1, 830</u> 円</td> <td><u>2, 090</u> 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1時間	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 5時	午後5時～ 9時	4階会議室（大会 議室）	<u>1, 040</u> 円	<u>3, 660</u> 円	<u>3, 660</u> 円	<u>4, 190</u> 円	4階会議室（小会 議室）	<u>520</u> 円	<u>1, 830</u> 円	<u>1, 830</u> 円	<u>2, 090</u> 円	<p>(設置) 第1条 地場産業の振興、市勢の伸展を図り、研修、集会及び市民や来市者の知識及び教養の向上を図り、併せて郷土の歴史と自然に興味を促し観光行政の発展に寄与するため、<u>ビジターセンター</u> _____ を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 <u>ビジターセンター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 渋川市伊香保温泉ビジターセンター 位置 渋川市伊香保町伊香保5 4 1 番地4</p> <p>(施設) 第3条 <u>渋川市伊香保温泉ビジターセンター</u>（以下「センター」という。）に次の施設を置く。 (1)～(4) (略)</p> <p>(原状回復) 第14条 (略) 2 利用者が、<u>前項</u>の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。</p> <p>別表（第11条関係） <u>使用料表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間</th> <th>午前9時～ 午後1時</th> <th>午後1時～ 5時</th> <th>午後5時～ 9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4階会議室（大会 議室）</td> <td><u>1, 000</u></td> <td><u>3, 500</u></td> <td><u>3, 500</u></td> <td><u>4, 000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(単位・円)</p>	区分	1時間	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 5時	午後5時～ 9時	4階会議室（大会 議室）	<u>1, 000</u>	<u>3, 500</u>	<u>3, 500</u>	<u>4, 000</u>
区分	1時間	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 5時	午後5時～ 9時																						
4階会議室（大会 議室）	<u>1, 040</u> 円	<u>3, 660</u> 円	<u>3, 660</u> 円	<u>4, 190</u> 円																						
4階会議室（小会 議室）	<u>520</u> 円	<u>1, 830</u> 円	<u>1, 830</u> 円	<u>2, 090</u> 円																						
区分	1時間	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 5時	午後5時～ 9時																						
4階会議室（大会 議室）	<u>1, 000</u>	<u>3, 500</u>	<u>3, 500</u>	<u>4, 000</u>																						

1階研修室	<u>1,570</u> 円	<u>4,190</u> 円	<u>4,190</u> 円	<u>6,280</u> 円
伊香保温泉資料館 伊香保スケート資料室	観覧及び入室は、無料とする（入室は午後4時30分まで）。			閉館

備考

- 1 伊香保温泉資料館、伊香保スケート資料室の利用は、午後5時までとする。
- 2 冷暖房設備を利用する場合は、1.5倍の額とする。
- 3 市外の者による利用、販売目的の利用又は入場料を徴収する利用の場合は、2倍の額とする。
- 4 市外の者とは、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は本市に通学する者若しくは本市に事務所を有する法人若しくは本市に勤務する者以外をいう。

4階会議室（小会議室）	<u>500</u>	<u>1,750</u>	<u>1,750</u>	<u>2,000</u>
1階研修室	<u>1,500</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>6,000</u>
伊香保温泉資料館 伊香保スケート資料室	観覧、 <u>入室は、無料とする（入室は午後4時30分まで）。</u>			閉館

- ※伊香保温泉資料館、伊香保スケート資料室の利用は、午後5時までとする。
- ※冷暖房設備を利用の場合は、5割増とする。
- ※市外者、販売を目的の利用、入場料を徴収する場合は、10割増とする。